

実習生のみなさん

中国語 中文

实习生们

にげる まえ ちょっと まって！ そうだんしましょう

在逃离前 请稍等！

跟我们咨询一下吧

だまされない 不要受骗！

「もっとお金がもらえる」「難民申請できる」「簡単」・・・
悪い人がいます。こういう誘いにのらないで。

“能赚到更多钱”“能申请难民”“很容易”・・・坏人很多，不要被这种花言巧语所迷惑！

だいじょうぶ 不要担心

「クミアイが怖い」「帰国させられる」「お金が返せなくなる」・・・とても恐いですね。でも、「そうだん」すれば守ってくれます。

“工会很吓人”“会被遣送回国”“借的钱还不了”・・・确实挺恐怖。但是，咨询一下会有人帮助你。

逃げるとビザがすぐに取り消される場合があります。先に連絡しておけば、入管が手続してくれます。

如果逃离，签证有可能马上会失效。如果提前联系，入管会给你办手续。

しょうこ だいい

证据特别重要。

給料や残業など証拠を集めておきましょう。給料、残業時間など紙に書いたもの、写真、録音もとりましょう。

保管好工资和加班费等证据。记录工资、加班时间的材料、需要时也可以照相、录音



9人とも

新しいかいしゃで
がんばっています



Tháng 3-2018

日	時間	内容
1	18h-21h	hàng ngày: 10 T=1
2	18h-21h	hàng ngày: 10 T=1
3	18h-22h30	hàng đêm: 20 T=1
5	18h-22h30	hàng đêm: 20 T=1
6	18h-22h	hàng ngày: 10 T=1
7	18h-21h	hàng ngày: 10 T=1
8	18h-21h	7h: 629: 40 T=1
9	18h-20h30	hàng ngày: 10 T=1
10	18h-22h	hàng đêm: 20 T=1
12	18h-22h	hàng đêm: 20 T=1
13	18h-21h	7h: 629: 40 T=1
14	18h-20h30	hàng ngày: 10 T=1
15	18h-20h30	hàng ngày: 10 T=1
16	18h-21h30	7h: 629: 40 T=1
17	18h-20h30	hàng ngày: 10 T=1
19	18h-21h	7h: 629: 40 T=1
20	18h-21h	7h: 629: 40 T=1
21	18h-21h	7h: 629: 40 T=1
22	18h-20h55	8h: 629: 7h: 7
23	18h-21h30	8h: 629: 7h: 7: 30
24	18h-21h30	7h: 629: 7h: 7: 100 T=1
27	18h-21h	7h: 629: 40 T=1
28	18h-21h	7h: 629: 40 T=1
29	18h-21h	7h: 629: 40 T=1
30	18h-21h30	7h: 629: 7h: 7: 100 T=1
31	18h-19h55	7h: 629: 7h: 7: 50 T=1

給料支払明細書	
労働期間	自 1 日 至 31 日
労働時間	時 分
所定労働時間	34 時 25 分
給料	0
	137289
所定時間外	34107
合計	171396
健康保険料	6727
厚生年金	12182
雇用保険	686
所得税	3719
住民税	0
宿舍費	18000
水道光熱費	10000
前払金	
合計	51,265
差引支給額	120,131

有限会社 6

実習生を保護する法律ができました。

保护实习生的法律已被制定

2017年11月から「技能実習法」ができました。

外出の自由や寮費のことなど詳しく決まっています。

強制帰国は不正になります。

会社に対する罰則も厳しくなりました。

すでにいすでいる実習生にはビザの更新時から適用されます。

2017年11月开始有了“技能实习法”。法律对外出的自由、住宿费等有详细的规定。强制遣送回国是违法行为。对公司的处罚也更严格了。

已在日本的实习生在更新签证时适用以上法律。

実習生に申告権（告発）ができました。

实习生有投诉权(告发)。

母国語で相談できます。

可以用母语咨询⇒<http://www.otit.go.jp/notebook/>

技能実習機構

技能实习机构⇒<http://www.otit.go.jp/>

日本人に頼むこともできます。

可以在实习机构的母语咨询处填写

労働基準法は全国の労基署で母国語で申告（告発）することができますが、本人がしなければなりません。実習生は労基法も入管法も違反があれば訴える（申告）ことができるようになりました。委任状があれば誰でも代理人になることができます。このリーフはそのために作成しました。

也可以找日本人帮忙。

劳动基准法规定在全国的任何一处劳基署都可以用母语投诉，但是必须本人来投诉。

不管是劳动基本法还是入管法，如果有违反实习生都可以投诉。如果有委托书，任何人都可以成为代理人。

这个宣传单是作为咨询、投诉的指南而制作的。

